

## 4. 地域公共交通の活性化および再生に関する基本的な方針

青森県の公共交通や生活環境の課題や目指すべき県の姿、将来の地域づくりの方向性を踏まえ、地域公共交通の活性化・再生に関する基本的な方針を以下のように設定する。

### 青森県地域公共交通網形成計画の基本的な方針

1. 青森県民の暮らしの足を支える広域の公共交通ネットワークをつくる。
2. 広域的な移動を確保する有機的な連携のしくみをつくる。
3. 交通事業環境変化の中でも持続可能な公共交通の基盤をつくる。

なお、本計画（県）を実現するため、県と市町村、行政と交通事業者の役割分担を以下の通り考える。

#### （１）青森県と市町村の役割

本計画では、県外を結ぶ交通ネットワークのゲートウェイや各都市圏における広域交通ネットワークの拠点（広域拠点）を位置づけ、設定複数市町村にまたがる広域路線（軸）を描いていく。

一方、各市町村の地域公共交通網計画では（あるいは、地域公共交通会議での検討が期待されるものとして）鉄道駅もしくは基軸となるバス路線と市町村内路線とが結節する拠点を設定し、市町村内で完結する路線の確保について計画していく。なお、鉄道駅もしくは基軸となるバス路線が市町村内にない場合においては、その他市町村に跨がる路線を確保・維持することで、近隣の鉄道駅、基軸となるバス路線に結節させる。また、市町村内を運行するすべての広域バス路線の活用策を記述していく。

特に、各市町村が県計画で示された指針に配慮するとともに、県計画改定時には、各市町村の計画や公共交通会議での決定に基づき調整することが求められる。（次頁図参照）

#### （２）青森県と事業者の連携

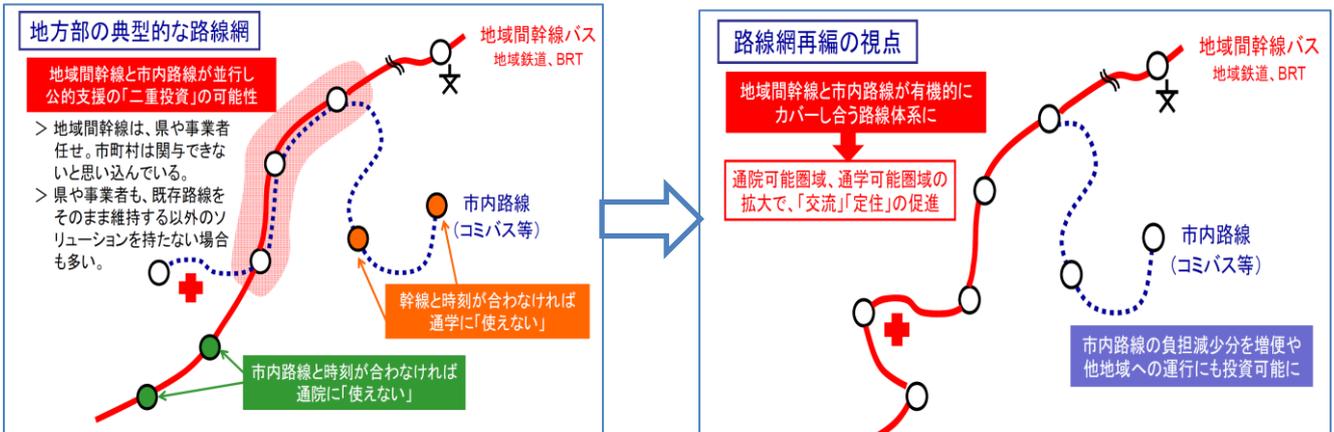
基本的に交通事業者から計画策定に必要なデータを県に提供してもらうことに加え、需要推計、課題抽出と対応策検討、シミュレーションによる検証の各段階で行政と事業者が協働して分析・協議をおこなう。

（次頁図参照）

表 県と市町村の役割分担、事業者との連携の考え方

	青森県地域公共交通網形成計画に位置付けるもの	各市町村の公共交通網計画に位置付け、あるいは、地域公共交通会議での検討が期待されるもの
拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県外を結ぶ交通ネットワークのゲートウェイ</li> <li>・ 各都市圏における広域交通ネットワークの拠点（広域拠点）を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道駅もしくは基軸となるバス路線と市町村内路線とが結節する拠点の設定</li> </ul>
路線（軸）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市圏間および各都市圏における基軸となるバス路線網の設定</li> <li>・ 市町村の広域バス路線活用策に係る交通事業者等の関係者との調整等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村内で完結する路線の確保</li> <li>・ 鉄道駅もしくは基軸となるバス路線が市町村内にない場合においては、その他の広域バス路線を確保・維持することで、近隣の鉄道駅、基軸となるバス路線に結節させる</li> <li>・ 市町村内を運行する広域バス路線活用策* （例：効率的なネットワーク形成のための市町村内を運行する広域バス路線の経路や時刻変更のほか、利用促進など活用策の提案など）</li> </ul>

\*市町村内を運行する広域バス路線活用策例



## 5. 形成計画の区域

---

本計画の対象区域は、青森県全域とする。

## 6. 計画の期間

---

平成 28 年度、29 年度の制度設計を踏まえ、平成 30 年度に新たな県の補助スキームを実施するため、その効果の発現が期待される平成 32 年度に中間評価をおこなう。また、中間評価を踏まえた見直しをおこない、平成 34 年度に最終評価をおこなう。そのため、本公共交通形成計画の計画期間は、平成 28 年度～34 年度の 7 カ年とする。

なお、計画の期間内においても、社会状況や県民の生活交通の実態やニーズの変化に合わせ、基本的に毎年計画の見直しの修正を行う。

また、平成 35 年度以降の計画については、成果を踏まえて計画の見直しもしくは策定を検討することとする。

## 7. 地域公共交通網形成計画の目標

「4.青森県地域公共交通網形成計画の基本的な方針」を踏まえ、より良い公共交通ネットワークを形成することにより、県民の暮らしの向上\*や定住促進、低炭素社会実現などの地方創生につなげていくため、青森県全体の地域公共交通網形成の目標を設定する。

\*高校入学時などの進路選択の幅の拡大、基幹病院などへのアクセス確保、外出機会の拡大など

### 目標1 県民が安心して移動・外出できるネットワークをつくる。

県民が安心して移動・外出できるネットワークをつくることを目標とし、次のプロジェクトを実施する。

- ・県民の暮らしを支える交通ネットワーク形成プロジェクト
- ・ゲートウェイからのアクセス強化プロジェクト
- ・交通ハブ機能強化によるネットワークづくりプロジェクト

また、この目標達成のモニタリングのために次の数値目標をおく。

数値目標（数値取得方法）	現 状	目標値（H34）
県民一人あたりの広域路線バスの年間利用回数 （各年の広域路線乗車延べ人数／青森県人口）	19回/人	現状より増加
ゲートウェイからの広域バス路線利用者数 （バス事業者の乗降調査に基づく乗車人数）	243,251人	現状より増加
鉄道駅に接続する広域バス路線割合 （鉄道駅に接続するバス路線/広域バス路線数）	74.77%	現状より増加

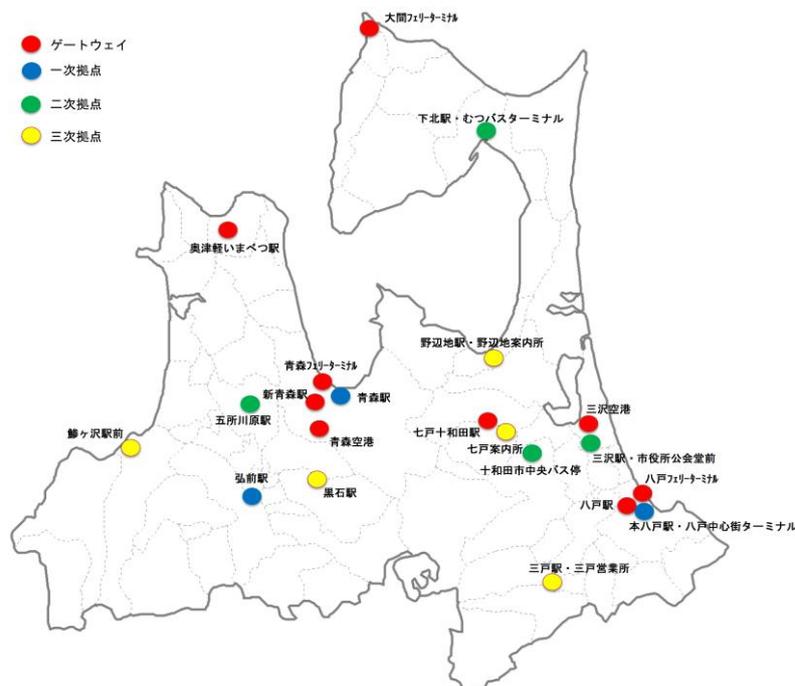


図 県民が安心して移動・外出できるネットワーク形成のための拠点設定

## 目標2 公共交通を利用するライフスタイルと移動を支える仕組みをつくる。

公共交通を利用するライフスタイルと移動を支える仕組みをつくることを目標とし、次のプロジェクトを実施する。

- ・公共交通を活用したライフスタイルの推進プロジェクト
- ・有機的な公共交通ネットワークを形成する仕組みづくりプロジェクト

また、この目標達成のモニタリングのために次の数値目標をおく。

数値目標（数値取得方法）	現 状	目標値（H34）
バス利用促進(モビリティ・マネジメント※1)への取組事業数 (県内の取組事業を集計)	8事業	現状より増
公共交通会議設置市町村数※2 (県内の設置団体数を集計)	27市町村	全40市町村

※1：1人1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策

※2：青森県総合戦略の重要業績評価指標KPI：平成32年の公共交通会議設置県・市町村数30

## 目標3 将来においても維持・運営が可能な公共交通基盤をつくる。

将来においても維持・運営が可能な公共交通基盤をつくることを目標とし、次のプロジェクトを実施する。

### 路線バスの車両更新(小型化・低床化)支援プロジェクト

また、この目標達成のモニタリングのために次の数値目標をおく。

数値目標（数値取得方法）	現 状	目標値（H34）
県内の移動円滑化基準適合車両割合 (基準適合車両数/全バス車両数)	22.9%	現状より増
車両更新における小型車の導入台数 (小型車両導入台数)	0台	現状より増